

大木町ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度の活用により、大木町ふるさと納税の寄附者に対して贈呈する物品、又は役務（以下「返礼品」という。）及びこれらを提供する返礼品提供事業者の募集・選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請、変更及び廃止の届け出)

第2条 返礼品を提供しようとする事業者は、「大木町ふるさと納税返礼品提供と送付に関する基本契約」を町と締結しなければならない

2 第1項の契約締結を希望する者は、大木町ふるさと納税事業者エントリーシート（様式第1号）を記入の上、町税の滞納がないことの証明及び必要な添付書類等を添えて、産業振興課に申請するものとする。ただし、町外事業者が申請する場合は、これに代えて国税の滞納がないことの証明を添付するものとする。

3 前項の申請にあたっては、毎年度末に次年度の申請期間を公開し、期間内の申請を受領するものとする

4 第2項の申請にあたっては、町が別に定める場合は、町が指定する電子申請フォームへの入力および送信により行うことができるものとする

5 前項の方法により行われた申請は、第2項の申請書の提出があったものとみなすこととする

6 返礼品提供事業者として選定された事業者が、翌指定期間も継続して返礼品の提供を希望する場合は、大木町ふるさと納税事業者エントリーシート（様式第1号）に代えて大木町ふるさと納税事業者継続届（様式第2号）により申請することができる。

7 第2項の規定により提出されたエントリーシートの内容については、産業振興課において審査し、適当であると認められる場合は採用し、不適当であると認められる場合は不採用とし、審査結果通知書（第3号様式）によりその結果を通知する。

8 返礼品提供事業者は、ポータルサイトに掲載中の返礼品について、内容の変更や掲載の取り下げを行う場合は、必ずその1ヶ月前までに町に書面（様式第4号）により申請することとする

(返礼品提供事業者)

第3条 返礼品提供事業者は、次条の要件を満たす返礼品を提供できるものであって、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 町内に本社又は事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人(ただし、「平成31年総務省告示第179号第5条第8号」のみを提供する場合はこの限りではない。)
- (2) 提供する返礼品のすべてにおいて、「平成31年総務省告示第179号第5条」が要件とする付加価値が創出される場所が、地理的に実地調査可能な距離であること
- (3) 専らふるさと納税の返礼品を提供することを事業としているものではないこと
- (4) 各種法令等を遵守し、生産、製造、販売、サービス等を行っているもの
- (5) 関係法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いができるもの
- (6) 国税、町税の滞納がないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び大木町暴力団排除条例に掲げる構成員等でないもの
- (8) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、大木町及びふるさと納税事務委託事業者(以下、「委託事業者」という。)との連絡が電子メールで確実に実施できるもの
- (9) 町が指定する「出荷管理システム」により出荷依頼を受け、出荷管理、発送、を行うことができるもの
- (10) 生産物賠償責任保険等に加入し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできるもの
- (11) 寄附者から返礼品に関する要望(包装や日時指定等)や返礼品の内容等に関する問い合わせがあった場合は誠意をもって対応し、速やかに委託業者に報告ができるもの
- (12) 破産手続き開始の決定を受けた場合その他民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合に該当しないこと。
- (13) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないものであ

ること

- (14) 各種の債務につき、次の事由に該当しないものであること
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続きを除く）の申立て
 - イ 仮差押えその他の保全措置
 - ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
- (15) 国及び地方公共団体の入札参加資格が停止されていないこと
- (16) その他、町が定める要件について誓約できること

（返礼品）

第4条 返礼品は次の各号に掲げる要件のすべてを満たし、産業振興課において認められたものとする。

- (1) 平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という）第5条各号いずれかに該当するものであること
- (2) 業として生産している又は生産されたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成された物品ではないこと
- (3) 品質及び数量が確保され、契約に基づいた安定的な供給が見込めること
- (4) ふるさと納税市場以外の市場において、年間の販売額100万円以上の実績を有するものであること
- (5) 町が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）
- (6) 町が委託する宅配業者による配送が可能な返礼品であること

2 1事業者が提案できる新規返礼品数は、一の年度内において10商品以内とする。ただし、町及び町から返礼品開発に係る業務を受託した事業者からの申し入れにより提案するものはこの限りではない。

3 返礼品提供事業者は、選定された返礼品について、町への提供価格を記載した返礼品リストを町に提出し、町は、この返礼品リストを締結する「大木町ふるさと納税返礼品提供と送付に関する基本契約」に添付する。

4 返礼品の選択にかかる必要寄附額については、総務省告示に定められた基準を遵守し、町が設定するものとする。また、都度見直しを行うことができるものと

する。

- 5 返礼品提供事業者は、ポータルサイト掲載に必要な返礼品情報（返礼品名、返礼品説明、画像等）を町からポータルサイト掲載に係る業務を受託した事業者が指定する形式にて提供するものとし、各ポータルサイトへの掲載が完了した旨の連絡を受けた場合は、速やかにその返礼品情報に誤りがないことを確認するものとし、誤りがあった場合は速やかに修正依頼を行うものとする。
- 6 町は、ふるさと納税各ポータルサイトへの返礼品の掲載時期、掲載品目、掲載順序などを決定するとともに、都度見直しを行うことができるものとする。

（選定の取消し）

第5条 返礼品提供事業者として選定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき
 - (2) 第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき
- 2 返礼品が次の各号のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すものとする。
- (1) 第3条及び第4条の規定による選定要件を満たさなくなったとき
 - (2) 返礼品として選定されたものが、掲載された次の指定期間までの間に、寄附者に一度も選択されなかったとき
 - (3) 大木町ふるさと納税制度の適切な運営上やむを得ないと認めるとき
 - (4) その他、大木町のふるさと納税の返礼品としてふさわしくないと判断されたとき

附 則

第1条 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 ふるさと納税返礼品の募集・選定に関する要領は廃止する。